



新たに4法人与「災害時における要配慮者の受け入れに関する協定」を結びました

本市においては、これまで8つの社会福祉法人等と「災害時における要配慮者の受け入れに関する協定」を締結し、市内11施設を福祉避難所として指定しておりました。この度、新たに、4法人与協定を締結し、4か所の障がい者向け施設と1か所の高齢者向け施設を福祉避難所として指定します。これをもちまして、市内の16か所の民間施設等を福祉避難所として指定することになりますので、お知らせいたします。

1. 協定の名称 災害時における要配慮者の受け入れに関する協定
2. 協定締結先

No.	法人名	施設名	住所
1	社会福祉法人 習愛会	障害福祉サービス事業所「あきつ園」	秋津3-4-2
2	社会福祉法人 習愛会	障害福祉サービス事業所 「総合福祉センター花の実園」	秋津3-4-1
3	社会福祉法人 あひるの会	障害福祉サービス事業所「あかね園」	茜浜3-4-5
4	NPO法人 希望の虹	障害福祉サービス事業所 「希望の虹レインボー学園」	鷺沼台2-19-30
5	社会福祉法人 康徳会	認知症高齢者グループホーム 「あかしや」	東習志野3-12-1

3. 協定の主な内容

本協定は、災害発生時に市の要請に基づき社会福祉法人等が運営する施設を福祉避難所として開設し、高齢者や障がい者等の要配慮者を受け入れ、必要な支援等を行うこととしております。

※福祉避難所とは、災害発生時に高齢者や障がい者等が、学校体育館等一般避難所での避難生活を送る上で特別な配慮を必要とする避難者のために、市の判断で開設される二次的避難所です。

4. 協定締結の経緯

本市では、市内11か所の介護保険施設等を福祉避難所として指定しておりますが、これらは全て高齢者向け施設であります。

昨年4月に発生した熊本地震では、避難所の機能が大きな課題として取り上げられたことから、障がい者・児が安全・安心に避難できる施設を、障がい者向け福祉避難所として指定することとしました。また、福祉避難所施設の拡充を図るために、新たに1か所を高齢者向け福祉避難所として指定します。

5. 協定締結日

平成29年3月23日

【問合せ】

習志野市健康福祉部健康福祉政策課 大内 桂子
電話 047-453-9243



習志野市ご当地キャラ
ナラシンド♪